

桜川市学校跡地利活用事業者募集にかかる質問書・回答について

令和8年(2026年)1月9日

質問事項	質問内容	回答
①3公募要件 (1)実施要件等①3ページ目	①建築士等有権者を代理人に立てること、とあるが、応募申込みの段階で必要か。また、建築士「等」とあるが建築士以外で公募要件に当てはまる有資格を具体的に提示いただきたい。	代理人については、応募申込みの段階で必要となります。有資格者については、関係機関と都市計画法や建築基準法など、関係法令にかかる手続が円滑に行えるように、その分野に精通している建築士の他に、例えば、行政書士などが該当となります。
②(6)提出書類 ②構成員調書（様式2） 12ページ目	②当社の学校活用計画において、グループ会社3社で役割分担した計画を予定。採択された場合はメインである親会社のみで賃貸契約を希望。 その場合、構成員に弊社のグループ会社を記載した方が良いか。または「法人概要書」の備考欄に記載するだけでも良いか。	複数の事業者が共同で応募される場合、「構成員調書」の記載を必要としていますが、親会社が事業主体となり、グループ会社がそれぞれ役割分担して事業に関与する計画である場合は、調書は必要はありません。「法人概要書」の備考欄に親会社を中心とした事業体制であることを明記のうえ、各グループ会社が担う役割について、補足してください。
③(2)募集要項等の配布 ア)提出様式 ○様式7申立書11ページ目	③納税義務が無いことを申し立てる書類について、具体的にどういった税金になるのか。国税関係か、地方税関係か。	募集要項の12ページ(6)提出書類⑤応募者関係書類にあるように、納税証明書の提出が必要となります。国税及び地方税にかかる「法人税・消費税及び地方消費税（様式その3の3）」と個人事業税及び法人事業税（様式第40号の4（ア））、桜川市に住所を有する事業者が応募する場合は、「証明願（未納がないことの証明）」も併せてご提出ください。なお、上記の納税義務がない場合には、申立書（様式7）をご提出ください。

図面について	各学校の平面図を提示していただきたい。	ホームページ「桜川市学校跡地利活用事業者募集にかかる募集について」の下部にある「関連ファイルダウンロード」に各学校の平面図をアップロードしましたので、そちらからご確認ください。
--------	---------------------	--